

## 石川県環境審議会 部会報告

## 環境負荷低減部会

諮問事項 : 平成29年度水質測定計画など2件

水質汚濁防止法に基づき、県内の河川、湖沼、海域及び地下水質の常時監視に関する次年度の水質測定計画（測定地点、測定項目・測定回数、実施機関等）を審議するもの

## 案件1 平成29年度水質測定計画について

<p>諮問 H29. 3. 10</p>	<p>1 公共用水域測定計画</p> <p>① 測定地点 212 地点 河川 152 地点、湖沼 8 地点、海域 52 地点</p> <p>② 測定項目 BOD など 56 項目</p> <p>③ 測定回数 年 3 回から年 24 回</p> <p>これまでの測定結果を踏まえ、測定地点・測定項目・測定回数を設定</p> <p>2 地下水測定計画</p> <p>① 概況調査 75 井 地下水が取水できる区域を 4 年毎のローテーションで調査</p> <p>② 定期モニタリング調査 112 井 概況調査で環境基準を超過（自然界に存在しない物質は定量下限値以上で検出）した井戸における継続監視</p>
<p>答申 H29. 3. 24</p>	<p>（部会開催 H29. 3. 23） 計画は適当と認める</p>

## 案件2 平成30年度水質測定計画について

<p>諮問 H30. 3. 1</p>	<p>1 公共用水域測定計画</p> <p>河川 152 地点、湖沼 8 地点、海域 38 地点、計 198 地点</p> <p>※ 測定項目、測定回数は平成 29 年度測定計画と同じ</p> <p>2 地下水測定計画</p> <p>概況調査 75 井、定期モニタリング調査 109 井</p>
<p>答申 H30. 3. 16</p>	<p>（部会開催 H30. 3. 7） 計画は適当と認める</p>

## 自然共生部会

諮問事項：第11次鳥獣保護管理事業計画の変更など9件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の規定に基づく、鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定、変更に関する事等について審議するもの

### 案件1 第11次鳥獣保護管理事業計画の変更

諮問 H29. 3. 10	第11次鳥獣保護管理事業計画の変更について審議 ＜鳥獣保護管理事業計画＞ ・生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を計画的に実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、環境大臣が定める基本指針に即して、都道府県知事が計画を策定するもの。 ・第11次鳥獣保護管理事業計画の計画期間は、H24. 4. 1～H29. 3. 31 ＜変更の内容＞ イノシシによる農作物被害が奥能登地域まで急拡大したことを踏まえ、次の第12次鳥獣保護管理事業計画をより実効性ある計画とするため、第11次鳥獣保護管理事業計画をH29. 8. 31まで延長する。
答申 H29. 3. 27	(部会開催 H29. 3. 10 (書面審議)) 原案のとおり適当と認める。

### 案件2 第11次鳥獣保護管理事業計画の変更

諮問 H29. 8. 1	第11次鳥獣保護管理事業計画の変更について審議 ＜変更内容＞ ・第11次鳥獣保護管理事業計画の計画期間 (H24. 4. 1～H29. 8. 31) をH29. 9. 30まで延長する。
答申 H29. 8. 25	(部会開催 H29. 8. 10 (書面審議)) 原案のとおり適当と認める。

案件3 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について

<p>諮問 H29. 9. 4</p>	<p>第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について審議</p> <p>&lt;計画の主な事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間 H29. 10. 1～H34. 3. 31</li> <li>・イノシシ又はニホンジカの農林業被害が発生している鳥獣保護区について、一時的にその指定を解除し、イノシシとニホンジカのみ狩猟が可能な区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に設定</li> <li>・狩猟免許を有さない農林業者が、自らの事業地内において、農林業被害防止の目的で小型の箱わな等で、アライグマやハクビシン等の小型の鳥獣を捕獲する場合等の、捕獲許可範囲を拡大。</li> </ul>
<p>答申 H29. 9. 29</p>	<p>（部会開催 H29. 9. 29） 原案のとおり適当と認める。</p>

案件4 第2期石川県イノシシ管理計画の策定について

<p>諮問 H29. 9. 4</p>	<p>イノシシの計画的な捕獲と被害防止対策の実施により、個体数と農作物被害の削減を図ることを目的とする、石川県イノシシ管理計画について、第1期計画（計画期間：H27. 5. 29～H29. 3. 31）の期間終了に伴い、第2期計画の策定について審議。</p> <p>&lt;計画の主な事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間 H29. 10. 1～H34. 3. 31</li> <li>・第1期計画で設けていた農作物被害額の削減目標に加えて、今回新たに個体数の削減目標も設定</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">農作物被害額 H28年度 約81百万円→H33年度 約65百万円</p> <p style="margin-left: 40px;">個体数 H28年度 19,000頭 →H33年度 15,000頭 <li>・農作物被害が発生している鳥獣保護区を一時的に解除し、イノシシの狩猟が可能な狩猟鳥獣捕獲禁止区域を設定</li> <li>・箱わなを警戒する成獣を捕獲するため、有害捕獲の方法に「くくりわな」を追加</li> </p>
<p>答申 H29. 9. 29</p>	<p>（部会開催 H29. 9. 29） 原案のとおり適当と認める。</p>

案件5 第2期石川県ニホンザル管理計画の策定について

<p>諮問 H29. 9. 4</p>	<p>ニホンザルによる農作物被害や生活環境被害の防止と、白山地域に古くから生息する個体群の適正な維持を図ることを目的とする、石川県ニホンザル管理計画について、第1期計画（計画期間：H27. 5. 29～H29. 3. 31）の期間終了に伴い、第2期計画の策定について審議</p> <p>&lt;計画の主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間 H29. 10. 1～H34. 3. 31</li> <li>・ 農作物被害や生活環境被害をもたらしている個体や群れ（加害個体、加害群れ）の捕獲を進めるとともに、効果的な被害防止対策の徹底を図ることで、加害群れの数を半減することを目指す。</li> </ul>
<p>答申 H29. 9. 29</p>	<p>（部会開催 H29. 9. 29） 原案のとおり適当と認める。</p>

案件6 第1期石川県ニホンジカ管理計画の変更について

<p>諮問 H29. 9. 4.</p>	<p>ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するとともに、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止することを目的とする、第1期石川県ニホンジカ管理計画（計画期間：H27. 5. 29～H30. 3. 31）の変更について審議</p> <p>&lt;主な変更内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県独自に行ってきた捕獲制限の解除についての記載を削除 ※国の捕獲制限が解除されたことに伴う変更</li> <li>・ ニホンジカの狩猟のみ可能な狩猟鳥獣捕獲禁止区域を設定する。</li> </ul>
<p>答申 H29. 9. 29</p>	<p>（部会開催 H29. 9. 29） 原案のとおり適当と認める。</p>

案件7 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

<p>諮問 H30. 2. 19</p>	<p>国内希少動植物の指定を解除されたオオタカについて、今後も保護を図る観点から、国の指針の改正に従い、捕獲許可や販売許可に係る記述を追加することを審議</p>
<p>答申 H30. 3. 22</p>	<p>（部会 H30. 3. 22） 原案のとおり適当と認める。</p>

案件 8 第 2 期石川県ツキノワグマ管理計画の策定について

<p>諮問 H30. 2. 19</p>	<p>白山・奥美濃地域のツキノワグマ個体群を適正に維持するとともに、人身被害等の防止を図ることを目的とする、石川県ツキノワグマ管理計画について、第 1 期計画（計画期間：H27. 5. 29～H30. 3. 31）の期間終了に伴い、第 2 期計画の策定について審議</p> <p>&lt;計画の主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間 H30. 4. 1～H34. 3. 31</li> <li>・ 年間捕獲数の上限 推定個体数 1, 0 5 2 頭の 1 2 %（1 2 6 頭）</li> </ul>
<p>答申 H30. 3. 22</p>	<p>（部会 H30. 3. 22） 原案のとおり適当と認める。</p>

案件 9 第 2 期石川県ニホンジカ管理計画の策定について

<p>諮問 H30. 2. 19</p>	<p>石川県ニホンジカ管理計画の策定について、第 1 期計画（計画期間：H27. 5. 29～H30. 3. 31）の期間終了に伴い、第 2 期計画の策定について審議</p> <p>&lt;計画の主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間 H30. 4. 1～H34. 3. 31</li> <li>・ 引き続き、農林業、生活環境及び森林生態系への被害の未然防止に努め、生育密度の高い地域では、必要に応じて県がニホンジカの捕獲行う指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</li> </ul>
<p>答申 H30. 3. 22</p>	<p>（部会 H30. 3. 22） 原案のとおり適当と認める。</p>

## 環境影響評価部会

諮問事項 : 環境影響評価方法書など5件

環境影響評価法又はふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づき、事業者が作成した計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書について住民意見、関係市町長の意見を踏まえて審議し、調査・予測・評価の手法、環境保全措置等に関する環境保全上の知事意見を形成するもの

### 案件1 エネルギー回収型廃棄物焼却処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

諮問 H29. 4. 7	事業者 河北郡市広域事務組合 事業地 津幡町 規模 焼却能力 118t/日 適用法令 ふるさと石川の環境を守り育てる条例
答申 H29. 6. 30	(部会開催 H29. 4. 18、H29. 6. 9) ・建設予定地周辺には猛禽類が生息するため、生態系への影響を予測評価すること ・大気質の調査は年間を通じたものとする ・渡り鳥の現地調査は、調査に適した時期及び地点を選定すること など
その後の 状況	・答申を踏まえ、H29. 7. 6 事業者に対して知事意見を提出 ・事業者は、現地調査・予測等を実施し、準備書を作成中

### 案件2 (仮称) 西能登ウィンドファームに係る計画段階環境配慮書について

諮問 H29. 8. 30	事業者 (株) L o o o p 事業地 輪島市・志賀町 規模 発電出力 10.2 万 kW (風車 30 基) 適用法令 環境影響評価法
答申 H29. 11. 22	(部会開催 H29. 10. 23) ・風車の影や騒音の影響、景観、動物・植物・生態系等への影響に配慮するとともに、既設の風力発電所との複合的な影響にも配慮して、位置・規模等を決定すること ・位置・規模等を具体化する過程において、周辺住民、関係者、関係市町の理解が不可欠であり、情報の周知、十分な説明、意見の聴取を確実に進めること ・住居・学校等と十分な距離が確保できない場合等、影響の回避・低減ができない場合は、風車の基数削減等の事業計画の見直しを行うこと など
その後の 状況	・答申を踏まえ、H29. 11. 29 事業者に対して知事意見を提出 ・事業者は、H30. 1. 31 から方法書手続きを開始 (案件4)

案件3 七尾大田火力発電所石炭灰処分場設置事業に係る環境影響評価準備書について

<p>諮問 H29. 12. 18</p>	<p>事業者 北陸電力(株) 事業地 七尾市 規模 埋立地面積 9. 8ha 適用法令 ふるさと石川の環境を守り育てる条例</p>
<p>答申 H30. 3. 28</p>	<p>(部会開催 H29. 12. 21、H30. 2. 28) ・運搬時及び埋立時における石炭灰等の飛散防止に万全の措置を講ずること ・周辺環境に影響を及ぼす事態が発生した場合、適切な措置を講ずるほか、七尾市及び地元地区へ情報を提供し、安全・安心の確保に努めること ・発電所から埋立処分場への搬入道路の工事においては、防音壁の設置が予定されているが、近隣住居に配慮し騒音の低減に努めること など</p>
<p>その後の 状況</p>	<p>・答申を踏まえ、H30. 4. 4 事業者に対して知事意見を提出 ・事業者は知事意見を勘案して環境影響評価書を作成し、H30. 7. 27 から評価書を縦覧中</p>

案件4 (仮称) 西能登ウィンドファームに係る環境影響評価方法書について

<p>諮問 H30. 4. 12</p>	<p>事業者 (株) L o o o p ※ 案件2と同一事業 事業地 輪島市・志賀町 規模 発電出力 10. 2 万 kW (風車 30 基) 適用法令 環境影響評価法</p>
<p>答申 H30. 7. 3</p>	<p>(部会開催 H30. 5. 7、H30. 6. 26) ・騒音、景観、動物・植物・生態系、水質の調査地点などを追加し、予測、評価を適切に行うこと ・既設風力発電所との騒音・動物の複合影響を調査、予測すること ・輪島市は、黒島・大生・道下地区の事業区域からの除外を、また、志賀町は、富来鉱山のエリアの事業区域からの除外を求めていることから、同市町の意向に沿って十分協議すること ・周辺住民の理解が不可欠であるため、わかりやすい資料を用い、随時説明会を開催し、意見を聴取すること など</p>
<p>その後の 状況</p>	<p>・答申を踏まえ、H30. 7. 10 経済産業大臣に対して知事意見を提出 ・H30. 7. 27 事業者に対し経済産業大臣から勧告 ・事業者は、準備書作成に向けた調整を開始</p>

案件5 (仮称) 輪島ウィンドファーム事業に係る計画段階配慮書について

<p>諮問 H30. 5. 22</p>	<p>事業者 電源開発(株) 事業地 輪島市 規模 発電出力 9.03 万 kW (風車 21 基) 適用法令 環境影響評価法</p>
<p>答申 H30. 7. 31</p>	<p>(部会開催 H30. 7. 17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風車の影や騒音の影響、景観、動物・植物・生態系等への影響に配慮し、位置・規模等を決定すること</li> <li>・ 位置・規模等を具体化する過程において、周辺住民、関係者、輪島市の理解が不可欠であり、情報の周知、十分な説明、意見の聴取を確実に進めること</li> <li>・ 住居等と十分な距離が確保できない場合等、影響の回避・低減ができない場合は、風車の基数削減等の事業計画の見直しを行うこと</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>その後の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申を踏まえ、H30. 8. 8 事業者に対して知事意見を提出</li> <li>・ 事業者は、方法書を作成中</li> </ul>



## 温泉部会

諮問事項 : 温泉掘削許可及び動力装置許可延べ10案件

温泉法に基づき、温泉掘削又は温泉動力装置許可申請について、温泉のゆう出量、温度、成分への影響等を審議するもの

### 1 平成28年12月22日 部会開催3案件について

諮問 H28.12.2	①温泉掘削	かほく市白尾地内 (かほく白尾インター合同会社)
		白山市倉光地内 ((株)湯来・楽)
	②温泉動力装置	小松市向本折町地内 (社会福祉法人松寿園)
答申 H28.12.28	許可が適当と認める	

### 2 平成29年7月28日 部会開催3案件について

諮問 H29.7.20	①温泉掘削	加賀市河南町地内 (ピース観光(株))
		白山市白峰地内 (白山市)
	②温泉動力装置	珠洲市飯田町地内 (石川県)
答申 H29.8.1	許可が適当と認める	

### 3 平成29年12月22日 部会開催3案件について

諮問 H29.12.13	①温泉掘削	宝達志水町米出地内 (能登興業開発(株))
		輪島市河井町地内 (社会福祉法人佛子園)
	②温泉動力装置	白山市瀬戸地内 (学校法人金沢工業大学)
答申 H29.12.28	許可が適当と認める	

### 4 平成30年7月27日 部会開催1案件について

諮問 H30.7.19	①温泉掘削	なし
	②温泉動力装置	加賀市河南町地内 (ピース観光(株))
答申 H30.7.31	許可が適当と認める	

## 2. 今後の開催予定

### <自然共生部会>

平成30年10月頃

- ・対象狩猟鳥獣（バン・クロガモ）の捕獲等の禁止について

### <温泉部会>

平成30年12月頃

- ・温泉掘削許可について

### <環境負荷低減部会>

平成31年 3月頃

- ・平成31年度水質測定計画について

※ 上記のほか、企画計画部会、持続可能な社会形成部会、環境影響評価部会についても、必要に応じて開催